



呉港保安対策総合訓練の実施について

国際埠頭施設の保安対策については、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際海事機関（IMO）において、海事分野の保安対策強化を目的とするソーラス条約（海上人命安全条約）の改正が行われました。これに伴い、条約改正を国内において担保するため、平成16年度に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行され、呉港においても法律に基づいた運用を行っています。当該港湾施設におけるテロ対策訓練等の実施については同法31条及び施行規則第57条により、少なくとも毎年1回、かつ18か月を越えない間隔で実施することが規定されており、呉港保安委員会が呉港の関係機関等と連携を図り、呉港保安対策総合訓練を実施するものです。

1 日 時 令和7年10月22日（水） 11時00分～（1時間30分程度）

2 場 所 川原石南埠頭（呉市築地町 別紙位置図等参照）

3 主 催 呉港保安委員会（呉市港湾漁港課事務局）

4 訓練参加機関

呉市、呉海上保安部、警察署（呉、広）、広島出入国在留管理局、広島税関支署呉出張所、中国運輸局呉海事事務所、中国地方整備局広島空港整備事務所、広島検疫所、神戸植物防疫所広島支所、王子マテリア(株)呉工場、中国木材(株)、三ツ子島埠頭(株)、呉港振興会、中国地方港運協会呉支部

5 訓練概要

（1）陸上部の訓練

- ①内閣官房より、「呉港川原石南ふ頭に入港した外国船にテロリストが潜伏している可能性がある。」との通報が寄せられたことから呉港港湾危機管理コアメンバーに情報共有、コアメンバーは直ちに参集した。
- ②同ふ頭に警察車両が到着。巡視艇は洋上に配備し、同船について警戒を開始した。
- ③呉市及び警察の連携により危険区域を設定し、港湾作業者の避難誘導を実施。
- ④税関、入管職員の誘導により外国船乗組員を上陸させ、パスポート、指紋、手荷物検査の実施をしようとしたところ、最後の1名が手荷物検査を拒む状況となる。
- ⑤同人は手荷物を置いて逃走を試みるも機動隊によって制圧・逮捕。
- ⑥機動隊により、同人が遺留した所持品を確認したところ、爆発物が発見され、機動隊爆発物処理班により、処理が行われる。

（2）海上部の訓練

- ①外国船に乗船する乗組員が、小型船に乗船して逃走した。
- ②警察により逮捕された乗組員から、テロリストらは小型船に乗船して石油ターミナルを爆破するといった計画を立てていることが判明する。
- ③小型船に対し、巡視艇が停船命令を実施しつつ追尾を開始、これを無視して石油ターミナルへ向け航行することから威嚇射撃を実施するも逃走継続する。
- ④逃走する小型船へ向け停船威嚇射撃を実施したところ、小型船が停船したことから、巡視艇を接舷させ、制圧班により不審者を制圧する。

訓練終了

※当日取材をご予定の機関は、入構許可証を川原石南埠頭正面ゲートでお渡しいたしますので、誠に勝手ながら、港湾漁港課まで、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、駐車場等の会場施設のご案内も正面ゲート付近で行います。